

写真家の著作権とポジフィルムの所有権に関する要望書

「平成17年(ワ)第24929号 損害賠償請求事件」(原告:加藤雅昭、被告:株式会社小学館)における、小学館の以下の主張は、写真家全体にとって看過できないものであり、写真家の声を裁判所にご理解いただきたく、ここに要望いたします。

- 1、写真の著作権は、特段の合意がない限り撮影した写真家にあります。ここにいう特段の合意とは、契約書や覚書等による明確なものでなければなりません。
- 2、したがって、撮影した写真、すなわち原板(本件の場合はポジフィルム)は、著作権行使の源として、その所有権が撮影した写真家にあるのは当然とされてきました。
撮影の依頼者が、撮影に要した諸経費(取材費、フィルム等の材料費、現像処理費等)を写真家に支払ったのであるから、その成果物の所有権は依頼者にある、とする小学館の主張については、これまでの依頼撮影における商習慣からみても、特段の合意がない限り容認できるものではありません。
通常、雑誌・出版社等から依頼を受けて撮影する場合、その都度契約(覚書を含む)を結んだ上で仕事をするということは稀ですから、その契約の法的な性質について不明確とする余地があるかもしれません。
しかし、撮影行為の本質は、依頼による撮影の場合といえども写真家独自の視点・判断による創作行為という点にあります。少なくとも、請負契約のように、依頼者が予め完成状態を指定し、作り手が単にそれを忠実に具体化する契約と同視してはならないと考えます。
小学館は、請負契約で材料費等を出したから、写真の所有権は自社にあり、万一その写真原板を紛失したとしても、写真家からとやかく言われる筋合いはないと主張していますが、到底容認することはできません。なぜなら、著作物を記録した原板がなければ、写真家が著作権を行使することが事実上不可能になるのは明らかです。写真家の権利行使を妨げる紛失行為が、所有権の名の下に免責されるとの小学館の見解は、著作権保護思想に反するだけでなく、きわめて乱暴な所有権優位の考えといわざるを得ません。
- 3、撮影の依頼者が、第一目的の雑誌等印刷物に使用するための編集段階等でのデジタル化以外に、著作者に無断で著作物をデジタル化し CD-ROM 等に蓄積しデータベース化することは、写真家の複製権を侵害する行為であり、また、権利者の許諾の必要性を認めると言いながら、当の写真家の許諾なしに写真を複数の社員が閲覧可能な LAN サーバーに蓄積した行為に至っては、驚くほかありません。

本件裁判における小学館の主張を認めることは、写真家と出版社間とのこれまでの商習慣を著しく変えることになり、写真家(著作権者)の権利を著しく制限し、形骸化することになるため、到底容認することはできません。よって、署名いたします。

署名欄

氏名	所属写真団体 (フリーの場合はフリーと記入)	住所